平成 30 年６月４日

各　　位

イ　ー　ト　ア　ン　ド　株　式　会　社
代表取締役社長　仲　田　　浩　康

加盟会社店舗における食中毒発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の大阪王将加盟店舗（加盟会社　有限会社大起社）であります「大阪王将　江津店」（島根県江津市）におきまして、平成 30 年６月１日にご来店された２組６名のお客様から、嘔吐・下痢などの症状が発生いたしました。

発症されましたお客様には、多大な苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また同店舗および当社を日頃からご利用頂いておりますお客様および関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

記

１．食中毒発生の内容

「大阪王将　江津店」において、平成 30 年６月１日にご来店されたお客様に体調不良の症状があり、浜田保健所および県央保健所が調査した結果、セレウス菌遺伝子が検出されたことにより同店舗で感染されたものと判断されました。

なお、発症されたお客様に入院された方はなく、全員が快方に向かっております。

２．行政処分の内容

上記内容を受け、同保健所より同店舗に対して、以下のとおり営業を停止するよう命じられました。

処分店舗：有限会社大起社「大阪王将　江津店」
処分理由：食品衛生法第６条第３号違反
処分内容：平成 30 年６月４日から平成 30 年６月８日までの営業停止

３．再発防止策について

本件は、食材使用期限の管理が不十分であったことが原因であると認識しておりますので、当該店舗に対してマニュアルの徹底の指示を実施するとともに現地指導を実施してまいります。また本部より全店舗に対し、注意喚起と安全衛生指導を実施してまいります。

当社では、この度の事態を厳粛に受け止め、全社をあげて、上記の安全衛生強化対策に取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますことを伏してお願い申し上げます。

以　　上